

## 目的ローン契約規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「当社」といいます。)との間で、当社の指定する保証会社(以下「保証会社」といいます。)の保証のもとに、目的ローン貸付取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下「各取引規定」といいます。)に従うことに同意するものとします。

### 第1条 契約の成立

1. 本取引に関する金銭消費貸借契約(以下「本契約」といいます。)は、お客さまからの申込を、当社および保証会社が審査し、かかる審査の結果を当社所定の方法によりお客さまに通知するとともに上記申込を承諾した後に、お客さまが当社 WEB サイトで当社所定の手続きを行い、当社がお客さまに借入金額を交付した場合、お客さまは当社に対し本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。当社は、本契約が成立した場合、本契約の内容を当社 WEB サイトに掲示するものとします(お客さまは、いつでも当社 WEB サイトで本契約の内容を確認できます)。
2. 前項に規定する借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。

### 第2条 借入金利

1. 本契約に基づく借入れに適用される金利(以下「借入金利」といいます。)は、当初は、本契約に定められた金利(前条 1 項に基づき当社が借入金額を交付した日(以下「ローン実行日」といいます。)現在において当社が定める金利)とし、以後の借入金利は変動金利とし、第 7 条の規定に従うものとします。
2. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、第 7 条の規定によらずに借入金利を相当の範囲で変更することができるものとします。

### 第3条 遅延損害金

1. お客さまは第 6 条に基づく元利金の返済を遅延した場合には、その約定返済日(以下に定義します。)の翌日から第 6 条第 5 項に基づき当社が引落としおよび充当を行った日までの実日数につき、遅延している元金額(当社 WEB サイトに表示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額)に対し年 14%(1 年を 365 日とし、日割りで計算する)の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、遅延損害金の割合を相当の範囲で変更することができるものとします。

### 第4条 元利金の計算方法

1. 利息は、本条第 2 項から第 5 項までの規定に基づき、各月分を別途当社が定める元利金返済日(以下「約定返済日」といいます。)に後払いするものとし、各約定返済日における元利金の返済額(以下「約定返済額」といいます。)は、均等とします(但し、本条 6 項の規定による場合を除きます)。
2. 利息は、原則として 1 年を 12 ヶ月として月割りで計算します。
3. 約定返済額のうち利息相当分は、通常、当該約定返済日の直前の約定返済日(ローン実行日後最初に到来する約定返済日の場合は、ローン実行日)現在における約定返済額(もしあれば)返済後の元金残高×借入金利×1/12 で計算します。

4. 第7条の規定により借入金利の変更がなされた場合の約定返済額の変更については、同条の定めによります。
5. ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第8条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により1年を365日としてローン実行日等を含めて日割りで計算し、それぞれ、当社所定の返済日に支払うものとします。
6. 最終の約定返済日(以下「最終回約定返済日」といいます。)の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。

## 第5条 返済用預金口座

当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづく返済用の口座(以下「返済用預金口座」といいます。)とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務(以下「本債務」といいます。)を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。

## 第6条 約定返済

1. お客さまは、本契約に基づき、毎月の約定返済日に、約定返済額を当社に返済するものとします。
2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます。)にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものとみなして取扱います。
3. お客さまは、毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とし、以下、本条において「約定返済日等」といいます。)までに返済用預金口座に当該約定返済日等の約定返済額相当額以上の金銭を預け入れるものとし、当社は、当該約定返済日等に約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、当該約定返済日等の返済用預金口座の残高が同日の約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取り扱いはせず、その全額について返済が遅延するものとします。
4. 返済用預金口座の残高が、約定返済日等の約定返済額および第8条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべきその他の金額の合計額に満たない場合には、当社は任意の順序により上記残高を上記約定返済額またはその他の引落日金額に充当することができるものとします。ただし、上記残高を上記その他の引落日金額に優先して充当した結果、上記残高によって上記約定返済額の全額を返済できなくなったときは、上記約定返済額の全額について返済が遅延したものとします。
5. 返済用預金口座の残高が各約定返済日等の約定返済額に満たないために第3項または第4項に基づき返済が遅延した場合は、お客さまは、その後可及的速やかに、返済用預金口座に(i)返済を遅延したすべての約定返済額および(ii)これらについて第3条に基づき支払うべき遅延損害金の合計額以上の金銭を預け入れるものとし、当社は、お客さまの上記入金によって返済用預金口座の残高が上記(i)および(ii)の金額の合計額以上となったときにいつでも返済用預金口座から当該合計額を払戻請求書無しに自動的に引落とし、当社の任意の順序により当該合計額の支払いに充当することができるものとします。ただし、本債務のほか、お客さまが当社に対して返済を遅滞している、返済用口座から引き落とされるべき債務がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、返済用預金口座の残高

を本債務のほか、他の債務の支払いに充当することができるものとします。

6. 各約定返済日等の返済用預金口座の残高が当該約定返済日等の約定返済額に当該約定返済日等現在の前項の(i)および(ii)の金額の合計額を加えた金額に満たない場合には、当社はその残高相当額を当該約定返済日等の約定返済額または当該約定返済日等現在の前項(i)および(ii)の金額の一部の返済に充てる取り扱いはせず、その全額について返済が遅延したものとします。

## 第7条 変動金利の適用

### 1. 約定返済額

各約定返済日の約定返済額は、当初、ローン実行日現在の元金残高、最終回約定返済日までの残存期間、当初の借入金利等により第4条に定める計算方法に基づく当社所定の方法で計算するものとします。本条第2項の規定に基づき借入金利が変更された場合は、本条第3項の規定に基づき約定返済額は見直されるものとします。

### 2. 借入金利の変更

- (1) 借入金利は、当社の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)(以下「短プラ」といいます。)を基準として本契約で定められるものとし、短プラの変動に伴って本項第2号から第4号までに定めるところにより変更されるものとします。
- (2) 前号による借入金利の変更は毎年4月1日および10月1日(以下両日とも「基準日」といいます。)の年2回行うものとし、今回基準日の短プラが前回基準日の短プラ(ローン実行日後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします)と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引き上げまたは引き下げるものとします。
- (3) 前二号に基づく変更後の借入金利(以下「新借入金利」といいます。)は、当該変更の基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、当該変更の基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から、それぞれ適用するものとします(6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を以下「新借入金利適用日」といいます。)
- (4) 当社は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本項第1号で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

### 3. 借入金利の変更にもなう約定返済額の変更

- (1) 本条第2項第1号および第2号により借入金利の変更が行われた場合には、当社は、新借入金利、新借入金利適用日における元金残高、最終回約定返済日までの残存借入期間により第4条に定める計算方法に基づく当社所定の方法で新借入金利適用日以降の約定返済日における約定返済額(以下「新約定返済額」といいます。)を算出するものとします。
- (2) お客さまは、新約定返済額による返済を、新借入金利適用日以降最初に到来する約定返済日から開始します。
- (3) 本条第2項第1号および第2号により借入金利の変更が行われる場合、当社は、原則として、新借入金利適用日の1ヵ月前までに、お客さまに対し、新借入金利および新約定返済額(元金・利息の

内訳を含む。)などを当社所定の方法にて通知するものとします。

## 第8条 繰上返済

1. お客さまは、第6条に定める約定返済の他、当社所定の方法により、第6条に基づく約定返済の遅延など特別な事情がない限り、返済用預金口座に当該時点における借入金残高の全額または一部に相当する額の資金を預け入れたうえで、最終回約定返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。
2. 一部繰上返済
  - (1) 前項により、お客さまが指定した金額(ただし、当社所定の金額以上とします。)(以下「指定金額」といいます。)を借入金残高の一部として繰上返済をすることができるものとします。
  - (2) 一部繰上返済をする場合には、指定金額は、まず、その一部繰上返済日の直前の約定返済日の翌日から当該一部繰上返済日までの期間につき第4条第3項および第5項に規定に基づき算定した未払経過利息に充当され、その残りの金額が当該一部繰上返済日における元本残高に充当されるものとします。
  - (3) お客さまは、一部繰上返済を行った後は、各約定返済日の約定返済額は変えずに最終回約定返済日を繰り上げる方法、または最終回約定返済日を変えずに各約定返済日の約定返済額を減らす方法のいずれかを選択できるものとし、当社WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回約定返済日における約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、第6条に基づく約定返済が遅延しているときには、一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済額および遅延損害金合計額を返済した後に同様に当社WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。

## 3. 全額繰上返済

本条第1項により、お客さまが借入金残高の全額を一括して返済する場合には、当該時点における借入金元本残高に加え、その繰上返済日の直前の約定返済日の翌日から当該繰上返済日までの期間につき第4条第3項および第5項に規定に基づき算定した未払経過利息もあわせて支払うものとします。

## 第9条 繰上返済に伴う返済条件の変更

第8条の繰上返済に伴う返済条件の変更については、当社がお客さまからの変更の申し出を承諾した時に、同条第2項または第3項の規定に基づき返済条件が変更されます。この場合、原則として当社からかかる変更後の返済条件について書面での通知などはいりません。

## 第10条 期限の利益の喪失

1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を返済するものとします。
  - (1) 第6条に定める約定返済を遅延し、当社から書面により督促をしても、次の約定返済日までに当該遅延した元利金額およびこれに対する遅延損害金全額を返済しなかったとき。
  - (2) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特定調停

- その他これらに類する手続きの申立があったとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (4) お客様の当社に対する預金債権、その他の債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、または仮処分、差押の命令の通知が發送されたとき。
  - (5) 本債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。
  - (6) 保証会社が、お客様との間の保証委託契約を取消または解除し、もしくは、当社との間の保証契約を取消または解除したとき。
  - (7) お客様が住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によってお客様の所在が当社にとって不明となったとき。
  - (8) 相続の開始があったことが当社にとって明らかとなったとき。
  - (9) お客様が当社に開設した預金口座について、当該預金口座にかかる預金規定の解約事由が発生し、当社が預金取引の停止または預金口座の解約の通知を発信したとき。
2. お客様が次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を全額返済するものとします。
- (1) お客様が、暴力団員等(以下に定義します)もしくは第10条の2第1項各号のいずれかに該当し、または自らもしくは第三者を利用して第10条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第10条の2第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客様との取引を継続することが不適切であると判断したとき。
  - (2) お客様が、本契約および当社との各取引規定の1つにでも違反したとき。
  - (3) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。
  - (4) 当社または保証会社が、お客様について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。
  - (5) お客様が保証会社との取引規定に違反したとき
3. お客様が住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
4. 当社は、お客様が本条の規定により期限の利益を失った場合、お客様が当社に開設している預金口座の入出金を禁止する等取引を制限できるものとします。

## 第10条の2 反社会的勢力の排除

1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 第10条第2項第1号の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、お客さまは当社になんらの請求をすることができません。また、お客さまが前二項にもとづく表明または確約に違反したことによって当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負うものとします。

## 第11条 当社からの相殺

1. 当社は、本契約によるお客さまに対する債権のうち、各約定返済日の到来または第10条の規定によって既に期限が到来した債権全額と、お客さまの当社に対する預金債権その他の債権とを、その債権の期限または通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

## 第12条 お客さまからの相殺

1. お客さまは、本債務と、期限の到来しているお客さまの当社に対する預金債権その他の債権とを、本債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとします。
2. 前項によりお客さまが相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達日の前日までとし、預金の利率については当社の定めによるものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

## 第13条 充当の指定

1. 第11条に基づき当社から相殺をする場合に、お客さまに本債務の他に当社との取引上の他の債務が

あるときは、当社は債権保全の必要等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。

2. お客さまから返済または第12条に基づく相殺をする場合に、お客さまに本債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当または相殺することができます。お客さまはその充当または相殺に対して異議を述べないものとします。
3. 前項のお客さまの指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により充当または相殺することができるものとします。
4. 前項に基づき当社が指定する順序方法により充当または相殺されたお客さまの債務については、その期限が到来したのものとして、当社は充当または相殺することができるものとします。

## 第14条 債権回収会社への業務委託および譲渡

1. お客さまは、当社が必要と認めるときは、本契約にもとづき当社が有する債権に関して、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)にその回収を委託することができます。債権回収会社が当社に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。
2. お客さまは、当社が必要と認めるときは、本契約にもとづき当社が有する債権を、債権回収会社に対し譲渡することに同意するものとします。

## 第15条 債権回収会社以外への債権譲渡

1. お客さまは、当社が将来、本契約による当社の債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託譲渡を含みます)する可能性があること、および当社が譲渡した債権を再び譲り受ける可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。
2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含みます)の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。

## 第16条 代り証書等の差入れ

1. 本取引に関して契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。

## 第17条 住民票等の取得同意

本契約に基づく債権保全のためその他の事由により当社が必要と認めた場合、お客さまは、当社

がお客様の住民票の写し等を取得することに同意します。

## 第18条 諸費用の負担および支払方法

1. お客様は本契約にかかわる次の各号に規定する費用を負担するものとします。
  - (1) 事務取扱手数料、条件変更手数料など当社所定の各種手数料  
ただし、これらの費用は、利息との合計で、利息制限法の範囲内とします。
  - (2) お客様に対する督促、権利の行使または保全に関する費用
2. 前項各号に規定するお客様負担の諸費用は、当社所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、当社は当社所定の日に、その金額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、当社が受け取りまたは所定の先へ支払うものとします。ただし当社が特に認めた場合には、お客様による振込など他の方法によることができるものとします。

## 第19条 規定の変更

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

## 第20条 公正証書の作成等

お客様は、当社の請求があるときには、直ちに本債務について、強制執行の認諾文言のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客様が負担するものとします。

## 第21条 報告および調査

1. お客様は、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客様の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. お客様は、担保の状況もしくはお客様の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとします。

## 第22条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

## 第23条 個人情報情報機関への登録等

1. お客様は、下記の個人情報(その履歴を含みます)が当社が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります)のために利用されることに同意します。
  - (1) 全国銀行個人情報センター



登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終の約定返済日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

## (2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後5年以内
債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年以内
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情	照会日から6ヵ月以内

報)	
日本貸金業協会に貸付自粛依頼を申し入れたことを表す情報、その他の本人申告情報等	登録日から5年間

2. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 本条 2 項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません)

(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関

① 全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

Tel :03-3214-5020

② 株式会社日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

Tel :0570-055-955

(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関

① 株式会社シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

Tel :0120-810-414

以上